第 507 回 福井地方最低賃金審議会 (R5.10.24)

番号	資料名
1	福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定に関 する報告書

福井地方最低賃金審議会 会長 新宮 晋 殿

福井地方最低賃金審議会 繊維機械、金属加工機械製造業 最低賃金専門部会 部会長 新宮 晋

福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定 に関する報告書

当専門部会は、令和5年9月13日福井地方最低賃金審議会において付託された福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員及び採決状況は下記のとおりである。

記

公益代表委員		労働者代表委員		使用者代表委員	
岡﨑 英一		井本 雄一		江端 誠一郎	
新宮 晋	長	九野 光佑		中山 通子	
坪川 貞子		佐々木 翔太		山埜 浩嗣	

○: 賛成、×: 反対、-: 欠席、長: 部会長 を示す。

別紙

1 適用する地域 福井県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で繊維機械製造業(工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業及び毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く。以下同じ。)、金属加工機械製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が繊維機械製造業又は金属加工機械製造業に分類されるものに限る。)を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く

- (1) 18 歳未満又は65 歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、 巻線、はんだ付け、かしめ、バリ取り、ガラン出し入れ、洗浄、刻 印打ち、検数、選別、レッテルはり、値札付け、包装、袋詰め、箱 詰め、穴あけ、組付け、取付け、材料若しくは部品の取りそろえ、 溶接のかす取り又は塗装作業における紙はり若しくはテープはりの 業務
 - ハ 賄い、湯沸し、軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務
- 4 最低賃金額
 - 1時間 933円
- 5 最低賃金において算入しないことを定める賃金の範囲 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 法定どおり(令和5年12月24日)